

議案第60号

加西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

加西市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成27年9月1日提出

加西市長 西村 和 平

加西市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 加西市手数料条例(昭和42年加西市条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表17の項の次に次のように加える。

17-2	通知カードの再交付	1件につき	500円
------	-----------	-------	------

第2条 加西市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表17の項及び17-2の項を次のように改める。

17	通知カードの再交付	1件につき	500円
17-2	個人番号カードの再交付	1件につき	800円

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

(審議資料)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、同法第7条の規定により交付する通知カード及び同法第17条の規定により交付する個人番号カードの交付手数料について新たに規定し、また、個人番号カードの交付により住民基本台帳カードの交付は行われなくなるため、当該規定を削るもの。

【概要】

区 分	再交付手数料等	施行期日
通知カード	1件につき500円	平成27年10月5日
個人番号カード	1件につき800円	平成28年1月1日
住民基本台帳カード	削る	平成28年1月1日

※初回交付は、国庫負担により無料